

中村学園大学（含む短期大学部）アニマルセンター規程

平成3年5月1日

制定

（設置）

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)に中村学園大学（含む短期大学部）アニマルセンター(以下「センター」という。)を置く。

（目的）

第2条 センターは栄養・健康・疾病の予防、病態生理、運動等に関する研究及び実験実習のために実験動物を飼養保管し、また実験設備を整備提供することを目的とする。

（職員）

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 管理主任
- (3) 技術職員

2 センター長は、センターの業務を統轄する。

3 管理主任は、センター長を補佐し、センターの業務を遂行する。

4 技術職員は、管理主任の命を受け、センターの業務に従事する。

（センター長）

第4条 センター長は、教授の中から学長が任命する。

（業務の委託）

第5条 センター長は、センターの業務を外部の業者に委託することができる。

2 センターの業務を外部の業者に委託する場合、管理運営上の注意義務、秘密保持義務及び安全確保措置の義務について委託業者との間で契約を交わし、センターの管理運営の適正化に努めなければならない。

（実験動物の収容）

第6条 実験動物は、すべてセンターに収容する。ただし、特別の事情がある場合は、センター長の許可を得て他の場所に収容することができる。

2 実験動物には、所定の検疫を行う。検疫の結果、不相当と判断された動物は収容することができない。

（環境要件）

第7条 センターは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁等が排泄物や血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(5) 清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

(施設設備及び実験室の維持管理)

第8条 センター長は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(委員会)

第9条 センターに関する重要事項を審議するために、センター委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(会議)

第10条 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 動物実験実施者 若干名

(3) 管理主任

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用資格)

第13条 センターを利用できる者は、本学の教職員及び大学院生、その他センター長が特に許可した者とする。

(利用細則)

第14条 センターの利用に関する細則は、委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。